

県土整備委員会会議記録

県土整備委員長 及川 幸子

- 1 日時
平成17年9月29日（木曜日）
午前10時4分開会、午後0時10分散会
- 2 場所
第4委員会室
- 3 出席委員
及川幸子委員長、工藤勝子副委員長、伊藤勢至委員、阿部敏雄委員、新居田弘文委員、
関根敏伸委員、菊池勲委員、柳村岩見委員、高橋雪文委員、伊沢昌弘委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
安藤担当書記、八重樫担当書記、晴山併任書記、大越併任書記
- 6 説明のため出席した者
 - (1) 県土整備部
橋本県土整備部長、清水県土整備企画室長、小田島道路都市担当技監、
西畑河川港湾担当技監、小野参事兼建設技術振興課総括課長、
海野技術参事兼道路建設課総括課長、渡邊企画担当課長、佐藤管理担当課長、
旭澤用地担当課長、沢口技術企画指導担当課長、沼崎農林道担当課長、
畠山道路環境課総括課長、佐藤河川課総括課長、若林河川開発担当課長、
佐藤砂防災害課総括課長、平井都市計画課総括課長、大矢まちづくり担当課長、
大久保下水環境課総括課長、澤口建築住宅課総括課長、鈴木建築指導担当課長、
岡田営繕担当課長、高橋港湾空港課総括課長
 - (2) 企業局
邨野企業局長、和嶋経営総務室長、壽企業局技師長、南館業務課総括課長、
佐々木経営総務室管理担当課長、菅峨経営総務室経営企画担当課長
- 7 一般傍聴者
なし
- 8 会議に付した事件
 - (1) 委員席の指定
 - (2) 議案

県土整備部関係

ア 議案第 2 号 平成 17 年度岩手県一般会計補正予算（第 4 号）

イ 議案第 8 号 平成 17 年度岩手県土地先行取得事業特別会計補正予算（第 1 号）

ウ 議案第 9 号 平成 17 年度岩手県流域下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

エ 議案第 10 号 平成 17 年度岩手県港湾整備事業特別会計補正予算（第 1 号）

オ 議案第 16 号 土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて

カ 議案第 17 号 土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決を求めることについて

キ 議案第 24 号 屋外広告物条例の一部を改正する条例

ク 議案第 25 号 建築基準法施行条例の一部を改正する条例

ケ 議案第 26 号 県営住宅等条例の一部を改正する条例

コ 議案第 30 号 一般国道 455 号（仮称）北山トンネル築造工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて

サ 議案第 31 号 財産の処分に関し議決を求めることについて

企業局関係

議案第 11 号 平成 17 年度岩手県工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）

(3) その他

ア 次回の委員会運営について

イ 委員会調査について

9 議事の内容

○及川幸子委員長 おはようございます。ただいまから県土整備委員会を開催いたします。

この際、9月16日の本会議において、当委員会の委員に所属変更されました伊沢昌弘委員を御紹介申し上げます。

○伊沢昌弘委員 よろしくお願ひいたします。

○及川幸子委員長 これより本日の会議を開きます。

まず、委員席の指定についてお諮りいたします。

今回、当委員会の委員になられました伊沢昌弘委員の委員席は、ただいま御着席のとおり6番といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者あり。）

○及川幸子委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。

これより県土整備部関係の議案の審査を行います。

議案第 2 号平成 17 年度岩手県一般会計補正予算（第 4 号）中、第 1 条第 2 項第 1 表歳入歳出予算補正のうち、歳出第 4 款衛生費、第 2 項環境衛生費、第 3 目環境衛生指導費のうち県土整備部関係、第 6 款農林水産業費、第 3 項農地費、第 2 目土地改良費のうち、県土整備部関係、第 4 項林業費のうち、第 6 目林道費、第 5 項水産業費、第 11 目漁港漁場整備費の

うち県土整備部関係、第8款土木費、第2条第2表債務負担行為補正のうち1追加のうち2、議案第8号平成17年度岩手県土地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）、議案第9号平成17年度岩手県流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第10号平成17年度岩手県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）、議案第16号土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて、及び議案第17号土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決を求めることについての予算議案及び予算関係議案、以上6件を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○渡邊企画担当課長 初めに、議案第2号平成17年度岩手県一般会計補正予算（第4号）中、県土整備部関係の歳出予算について御説明申し上げます。

議案（その1）の8ページをお開きください。第4款衛生費2,881万5,000円の減額のうち、環境生活部の所管を除きまして5,553万9,000円の増額補正であります。

次に、9ページをお開きください。6款農林水産業費2億7,394万5,000円のうち、農林水産部の所管を除きまして8億8,033万5,000円の減額補正であります。

次に、8款土木費の1項土木管理費から6項住宅費までの補正予算額7億2,955万3,000円の減額補正であります。合わせまして県土整備部関係の9月補正予算額は15億5,434万9,000円を減額しようとするものであります。補正予算の内容につきましては、便宜予算に関する説明書で御説明申し上げます。

予算に関する説明書の41ページをお開き願います。なお、金額の読み上げは省略させていただきます。主な事項を中心に御説明申し上げますので御了承願います。

まず、4款衛生費の2項環境衛生費、3目環境衛生指導費のうち、県土整備部関係の浄化槽設置整備事業費補助及び下水道事業債償還基金費補助は、国庫補助金の決定による市町村への補助に要する経費を補正しようとするものであります。

次に、少し飛んでいただきまして、50ページをお開き願います。6款農林水産業費3項農地費2目土地改良費のうち、次の51ページの中ほどにあります県土整備部関係は、いずれも国庫補助金の決定等に伴うものであります。この中で農業集落排水事業費は汚水処理交付金へ移行したことに伴い、市町村への直接補助となったことにより所要の補正をしようとするものであります。

次に、53ページをお開き願います。4項林業費のうち、次の54ページの6目林道費であります。国庫補助金の決定等に伴う補正であります。

次に、57ページをお開き願います。5項水産業費、11目漁港漁場整備費の県土整備部関係は、次の58ページの最後の行の下水道事業債償還基金費補助であります。国庫補助金の決定により、市町村への補助に要する経費を補正しようとするものであります。

次に、62ページをお開き願います。8款土木費の1項土木管理費、1目土木総務費であります。償還金は国庫補助精算等による返還金であります。4目空港費は花巻空港の愛称の制定に伴い、その利用促進等を図るため所要の補正をしようとするものであります。

次に、63 ページの2項道路橋りょう費1目道路橋りょう総務費は節間の補正であり、2目道路維持費から64ページの4目橋りょう維持費までは、国庫補助金及び受託事業の決定並びに早期に事業進捗を図るため、所要の補正をしようとするものであります。

次に、65 ページの5目橋りょう新設改良費は国庫補助金の決定等に伴う補正であり、説明欄2行目の緊急橋りょう補強事業費は、緊急輸送道路にかかる橋りょうの震災対策調査及び車両大型化対策を実施するため、所要の補正をしようとするものであります。6目高速道路対策費は、受託事業の決定に伴い、所要の補正をしようとするものであります。

次に、67 ページをお開き願います。3項河川海岸費、1目河川総務費は節間の補正であり、2目河川改良費は国庫補助金の決定等に伴う補正であり、説明欄、下から2行目の内水対策特別緊急事業費は、内水が吐き切れない冠水地域において、排水作業が速やかにできるようにするため、ポンプなどの排水施設の設置や改修を行うため、所要の補正をしようとするものであります。3目砂防費から69ページの6目河川総合開発費までは、国庫補助金及び受託事業の決定並びに早期に事業進捗を図るため、所要の補正をしようとするものであります。

次に、70 ページをお開き願います。4項港湾費、1目港湾管理費は、事業費の確定に伴う所要の補正であり、2目港湾建設費は、国庫補助金及び受託事業の決定等に伴う補正であります。

次に、71 ページの5項都市計画費、1目都市計画総務費は節間の補正であり、2目街路事業費は、国庫補助金の決定等に伴う補正であり、説明欄、下から2行目の地方特定道路整備事業費は、国庫補助事業と一体的に特色あるまちづくりを支援するため、所要の補正をしようとするものであります。3目下水道事業費は、国庫補助金の決定等に伴い、所要の補正をしようとするものであります。

次に、73 ページをお開き願います。6項住宅費、1目住宅管理費の公営住宅維持管理費は、県営住宅の火災による住居復旧等に要する経費であり、2目住宅建設費は、国庫補助金の決定等に伴い、所要の補正をしようとするものであります。

次に、83 ページをお開き願います。11款災害復旧費、2項土木施設災害復旧費、1目河川等災害復旧費は、節間の補正をしようとするものであります。

次に、債務負担行為について御説明申し上げます。恐れ入りますが、議案（その1）に戻っていただきまして、11 ページをお開き願います。第2表債務負担行為補正1追加のうち、県土整備部関係は事項欄の2、遠野第2ダム建設事業であります。これは工期が翌年度以降にわたる事業について、国庫補助事業の決定等に伴い、事業の期間及び限度額を設定しようとするものであります。

次に、議案（その1）の24 ページをお開き願います。議案第8号平成17年度岩手県土地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第1条歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ208万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億2,243万4,000円としようとするものであります。

次の25ページにまいりまして、歳入について御説明申し上げます。

1款財産収入1項財産運用収入は、財産収入の確定により、所要の補正をしようとするものであります。

次に、歳出であります。1款管理事務費、1項管理事務費は、事務費の確定に伴い、所要の補正をしようとするものであります。

次に、26ページをお開き願います。議案第9号平成17年度岩手県流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

次の27ページの第1表債務負担行為補正の変更であります。これは流域下水道管理費にかかる管理業務委託について、契約箇所の追加に伴い限度額を変更しようとするものであります。

次に、28ページをお開き願います。議案第10号平成17年度岩手県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億7,652万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億4,765万3,000円とするものであります。なお、今回の主な内容は、久慈港半崎地区工業用地の売却に要する経費を補正しようとするものであります。

次の29ページにまいりまして、歳入について御説明申し上げます。

2款財産収入、1項財産売却収入は、工業用地の売却収入の補正であり、3款繰入金1項一般会計繰入金は、売却等に要する所要の経費について、一般会計から繰り入れするものであります。

次に、歳出であります。1款事業費、1項港湾施設整備費は、工業用地の売却収入を一般会計に繰り出す等、所要の補正をしようとするものであります。

次に、建設事業にかかる経費の一部を負担させる議案、2件について御説明申し上げます。議案（その1）の42ページをお開き願います。まず、議案第16号土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについてであります。これは平成17年3月24日に議決をいただいた土木関係の建設事業にかかる市町村の負担金について、建設事業に要する経費の額の変更に伴い、43ページまでのとおり、受益市町村の負担金の額を変更しようとするものであります。

次に、44ページをお開き願います。議案第17号土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについてであります。これは、今回、実施する土木関係の建設事業に要する経費の一部を、新たに受益市村に負担させようとするものであります。なお、平成17年9月5日の予定議案等説明会において、高橋委員から請求がありました補正予算案の補足説明資料について、お手元に配付されております説明資料の1ページに添付いたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議賜りますよう、よろしく御願い申し上げます。

○及川幸子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○新居田弘文委員 それでは、二、三点お伺いします。

1つは、補正予算の関係ですが、先ほど予算に関する説明書で説明がありました2項の道路橋りょう費で、道路維持費の道路維持修繕費が、ここで3億1,200万ほど減額になっておりまして、ただ国庫補助の確定等によって調整があったという話ですが、本来、道路維持修繕は国庫補助、その他あるにしても、当初から予定されていた部分を多分計上していると思うのですが、その中で大幅な減額になっております。ところが、今回の議会にも示されておりますように、県道の管理に関することを起因とした交通事故といいますか、そういう物損事故によって、ここ1年間でも、かなりの件数と損害賠償の額が出ておりますが、そのように道路管理がまだまだ不十分だという中で、ここで3億1,000万ほど減額されているようでございますが、この辺の理由ですね、背景をひとつ教えていただきたいと思っております。

それから、道路新設改良費関係ですが、当初の提出議案の説明書の中でもありましたが、緊急輸送路あるいは車両大型化指定予定路線の橋りょう補強云々ということでの説明であります。この緊急輸送路あるいは大型化指定予定路線、どんな部分の県道を指しているのか、その内容についてお示しをしていただきたいと思っております。

それから、街路関係で都市計画道路の予定路線が進められまして、毛越寺線ほか3カ所で、1億8,700万ということで補正計上されておりますが、毛越寺線ですね、平泉なのですが、多分駅前通りかなと思っておりますが、全体の進捗度と今後の完成予定についてお聞かせをいただきたいと思っております。

それから、港湾関係の説明ありましたが、港湾整備特別会計ですね。それで、今回北日本造船に売却をした金額が歳入に入って、その一部が一般会計へ繰り出しするということが計上しておりますが、この港湾整備事業関係には借金がないということなのでしょうか。それとも、まだ到達しないので、一般会計の方に事業から繰り出しするというような内容になっているのか、その辺について説明をいただきたいと思っております。以上でございます。

○畠山道路環境課総括課長 先ほどの維持修繕費が減額になっているということの説明からさせていただきます。

まず、結論から申しますと、緊急地方道路整備事業の方に国庫補助事業に組み替えたというのが結論でございます。先ほど委員からも質問ありましたけれども、なぜ最初からやるべきところを振り替えるのか、そういうことになったのかということでもございましたけれども、平成17年度からですね、国の新しい制度として、市町村が直接要望できる制度というものがスタートしたわけでございます。その際、市町村がエリアを決めまして、そのエリアの中の事業について市町村が要望する、パッケージのうちの方で呼んでいましたけれども、その中に含まれる県道については、県が担当する分につきましては、それは市町村と同じように、これまで補助対象以外にしていた側溝補修とか、それから路面補修とか、そういうものを採択の対象にしますという制度に改まったものですから、それで県の単独事業でやろうとしていたものをパッケージの中については、補助事業の方に振り替えたということでございます。したがって、どっちに行ったかということになりますと、緊急地方道路整備事業

の中に行っているのですが、すべて改良が済んで、額的にピタリと合いませんけれども、参考までにうちの方で市町村のパッケージの中を含めまして、補助事業採択していただいたものは、事業費として7億ほどございます。7億の大体45%が県の持ち分でございますので、大体額的に合うということでございます。

次に、緊急輸送道路でございますけれども、緊急輸送道路の定義ということで、まず御説明させていただきます。緊急輸送道路の指定でございますけれども、これにつきましては、災害対策本部の県の本部長及び市町村本部長は緊急輸送道路を指定し、防災性の向上に努めるとともに、災害が発生した場合には優先的に交通の確保を図ることというのをうたってございまして、それを目的としまして、まず緊急道路の指定につきましては、他県と県内の都市を結ぶ高速自動車国道及び一般国道を中心とする幹線道路。それから2番目に防災拠点、輸送拠点及び交通拠点へのアクセス道路。3番目には上記を補完するための道路、代替道路なども含めまして、ということにございまして、県の指定は、まず国道は16路線ありますけれども、14路線、それから主要地方道24路線、一般県道が6路線、計46路線指定してございまして、延長にしまして1,690キロ・・・

(「44。」と呼ぶ者あり。)

○畠山道路環境課総括課長 失礼しました、44路線。延長にしまして、1,690キロを指定してございます。

それから、もう1点、車両の大型化指定路線の定義でございますけれども、これにつきましては、平成5年の道路構造令及び道路橋示方書の改正にあわせまして、車両制限の改正が行われております。その中で、規制緩和の一環としまして車両の大型化、総重量25トン。今まで20トンという制限をかけていましたけれども、これが25トンまで対応できる道路を指定しなさいということで、それに準じまして指定されたところでございます。これにつきまして、今整備しているものについては、既に25トン対応で整備しています。これまでの分についてどうするのかということで、うちの方で対応しているのが、補修をするとか補強をする。補修と言えばちょっと語弊ありますけれども、25トン用に補強するというところでございます。

本県におきましては、物流ネットワーク及び大型車交通の多い路線、並びに直轄高速道を補完する路線という観点から補助国道を主に選定してございまして、25トン車が通行できるよう橋りょうの補強に努めているところでございます。この路線数と延長でございますけれども、県が管理している全体の路線数は263路線でございます。4,200キロ。これに對しまして、車両が大型化している路線については26路線の976キロ指定してございます。比率にしますと、大体23.1%くらい、延長比率ですけれども、となっております。説明は以上でございます。

○平井都市計画課総括課長 毛越寺線の整備の進捗状況ということでございます。毛越寺線は、JR平泉駅から毛越寺まで東西に走る800メートルほどの都市計画街路でございまして、そのうち駅側から平成元年から整備を進めておりまして、既に500メートル整備済み

になっておりまして、毛越寺周辺の300メートルだけが残っております。

その300メートルでございますけれども、これは平成11年から19年までの予定で13億2,500万ほどの全体事業費で進めておりまして、平成17年度、今回補正をお願いする予算まで含めると10億3,500万ほどの予算が執行されまして、進捗率は78.1%となります。

それで、平成17年度の事業の内容でございますが、今年は用地補償と埋蔵文化財調査、これでこの関係がすべて今年度のうちに完了いたします。それで、平成18、19年度には2億9,000万ほどの残事業がございますけれども、電線共同溝の工事と、それから街路の築造工事、改良舗装工事が行われて、それで平成19年度の完了ということになります。この毛越寺線は世界文化遺産の登録に関する調査が実は平成19年7月にICOMOSという世界遺産会議の調査団が現地調査をすることになっておりまして、それまでに間に合わせて完了させることで、現在整備を進めております。

○渡邊企画担当課長 港湾特別会計にかかる北日本造船に関する補正についての御質問ですが、半崎地区につきましては、起債事業ということで起債を受けております。今回のような起債を借り入れたことによりまして、取得した財産を処分する際には借入金融機関に対して繰り上げ償還することとなっておりますけれども、実際の繰り上げ償還額につきましては、県側の窓口である総務部と借入先金融機関との協議を経て確定されるということになっております。その協議が3月に設定されております繰り上げ償還日、これは来年の3月20日が償還日になっておりますが、それに向けて、今後総務部と借入先金融機関との協議で決まるということで、今回は償還額については予算計上せず、一般会計への繰り出しということで措置したものでございます。なお、繰り上げ償還額が確定した段階で、平成18年の2月補正で歳出予算化したいというふうに考えております。以上です。

○新居田弘文委員 先ほど道路維持、道路改良についてお話ありまして、大体わかりましたのですが、両方予算を見ますと総額が大分少なくなっているといえますか、減額されております。その中で、特に一般財源が減って、起債が増えるということで、進捗については制度的に変わったにしても、県の予定しているような状況で進んでいるのかどうかをお聞かせいただきたいと思っております。

それから、今の港湾関係ですけれども、普通、特別会計で予算を計上して、特別会計から償還、金融機関に支払うのが筋だと思うのですが、一たん一般会計に入れて、一般会計から支払いをするという仕組みになっておりますか。というのは、特別会計で抱えている借金というのは、今ないということですか、一般会計で借金をしているということですか、その辺について。

○畠山道路環境課総括課長 先ほどの維持補修の額との差の分についてということでございますけれども、うちの方の維持補修の中で、県単は、県の単独費で施行した場合に、どうしても維持補修でやろうということにしている事業が国の基準に当てはめればいろいろな事業に分解されます。舗装補修だとか、それから橋梁補修とか、それから災害防除だとか。それらを全部分けますと、分けて要望した結果、大体7億1,000万分がプラスになったとい

うことは、逆にその差額分が国の方の事業を持ってきまして拡大したと。3年間のうちに、市町村のパッケージが終わりますので、限定されていますので、そのうちに前の次の年にやろうと思っていた分を一部先取りしたという傾向もなくもないのですけれども、その3年間のうちに、そのものの補修については、集中的にやった方が得策だろうということでございますのでむしろ多くなっております、うちの予定よりも増えております。以上です。

○渡邊企画担当課長 起債の償還を一般会計からやるか、特別会計からやるかということですが、特別会計で支払うのが原則ということになっておりますので、2月補正の時点で、一般会計から特別会計の方に償還額を繰り出すというふうな形になるかと思いますが、ただ、やり方については、今後、総務部と協議しながら決めていきたいというふうに考えております。

○菊池勲委員 部長に聞きたいのだけれども、私はここで世話になってもう15年になるのだけれども、3月が予算議会で、ある金を全部各部署に配分をして我々は審議をする。国との補助事業の中、6月はまだ確定しない流れの段階だということで、9月で大方確定をしてこの補正予算に出てくる、大概は。そのときは、恐らく過去の数字は定かではないけれども、9月議会はいつもプラス補正でどんどん出てきている時代がずっとあったのだよ。これを過ぎて12月に補正があつて、2月の議会にも補正があるわけなのだけれども、これからの本当の整理だね、完全に補助事業が見込めなくなったという形で減額補正をするわけだけれども、この9月で減額補正になったのは、過去に余り見たことがない気がするのだけれどもね。

私はある土地改良区の理事長をやっているのだけれども、東北農政局の担当課の幹部連中と、ときどき国営の事業を含めて会うときがあるのだ。そうすると、高い声で言われる言葉が1つある、ここ二、三年前からだけれども。「菊池先生、岩手県はね」と岩手県をまず最初に出す。その次なのですね。農政局では、もちろんそれは借りて欲しいわけではないのだけれども、やろうと思えば岩手県はまだまだ金が出せるのだけれども、「岩手県さんは、要らないと断るものね」という話、何十回も聞いた。なんと思うかね。私からすればなぜだろうという。だけれども、議会で議論をすれば、昨日までの一般質問の各議員さんの質問でも、そういう話が出ているわけだね。ない袖は振れないという言葉は聞いたことがあるのだけれども、全くその実態になったとするならば、大変寂しい県民だなと思って毎日我慢をしていたのだ。特に県土整備部なんていうのは、我々基盤整備の遅れている岩手県、私は昨日ちょっと早目に暇をもらって、ある地域の現場を見てきてくれと言うから行った。もう、着いたときには暗かったけれども、自動車のライトをつけながら、実態を見せてもらった。なるほどと思った。ちょうど2カ月くらい前に子供が事故に遭って、一応体は治ったのだけれども、脳に障害を持ったらしいのだ。そんなものだから、そんな実態を見たときに、今日は県土整備部の委員会だから、部長にお願いをしなければいかんと思って飛んできた、時間間に合つて来たけれども。どうも補正予算の9月の一般的な補正予算は、これは減額もあり得るのだけれども、特に9月補正で県土整備の基盤整備をやるこの部署でこんな減額の補正

というのは考えられんことなのだ。平常のときであればいいけれども、9月のときは。

そして大概、我々農家でありますから、農作業が終わるあたりに、ほとんど9月、お盆過ぎに発注をして、どんどん公共事業が始まる。抑制するのは、そのとおり抑制しなければいかん事態になっているから抑制をするのは当たり前だと思うのだが、どうも県土整備部で、こんなに大きな補正をしていて、今の課長の答弁では国との交渉で補助事業ができなかったから減額にしたと、それはわかる。だけれど、こんなことを、ふだんの補正ならいいが、9月でやるというのが難しいと。では12月、1月のときにこの減額になった補正、できなかった分、これから交渉してやる見込みがあるのかとか、これで終わりだとするならば寂しいなという気があるのだけれども、12月の補正とか、あとは2月の補正で復活可能性があるのかどうか、それらを含めて部長から聞きたいのだけれどね。

○橋本県土整備部長 減額補正については、額については、先ほど企画室の担当課長の方から説明したときの表にあったとおりでございます。総額で15億5,400万、実質減になっています。その中で、大きくウェートを示しておりますのが、農林水産関係の農業集落排水事業というのがございますが、これが県を通じての補助であったものが、直接市町村補助に変わったということで、その減額分等が8億8,000万ほどになっているわけです。それが極めて大きいのですけれども、その他についてはこの厳しい状況下でございましたので、県の単独費でやるよりは、当然国庫補助を要求するというところで、国の方も3.5%ダウンするというのを、ある程度、読みながらではありましたが、極力国庫でやってもらえるものということで、私どもとしてはそちらの方に計上して予算要求したと。ふたを開けてみたら、やはり国の方は3.5という数字に合わせてといいますか、その目標額のとおり減っているということもございまして、トータルでは残りのその差額であります7億程度ですね、国庫補助事業の減額ということで、通常と違うところはそういうところだと思っております。

ですから、実質的な減額というのは、今申し上げました7億円台、6億7,000万ほどでございますけれども、その額でして、表づらだけ見ますと非常に落ちたということになっていることがちょっと刺激的な部分になっております。

いずれ減額になった部分もありますし、また増額したのもありますのは、そういう国庫補助額が減額されたことに伴いまして、事業の遅れを挽回しようということで、調整費をまた別途要求したりもしてございまして、何とかこういう大幅な減額にならないような努力を今続けているところでございまして、御理解いただきたいと思っております。

○菊池勲委員 わかりました。今までの経緯がそうだとということがわかったのだけれども、例えば12月の補正もあるわけだし、議会の2月にもやろうと言えはできるのだけれども、これ全部、今までの分は強調したけれども、国も3.何ぼでそれに引っ掛けられたという感じ、私も要求が多かったから、結果的にはマイナスが多くできたというような答弁に聞こえるのだけれどもね。この今までやった9月補正で出した、その後のものは、ある程度復活要求なんかする方法もあり得るの、その中に何ぼか。それはもう全然ないということではないのか、それを聞かせてください。

○橋本県土整備部長 復活できるといいますか、増額を要求できるものについては、追い込みで今後、提案をさせていただきたいと思っております。

○高橋雪文委員 まず最初に、説明会のときに資料提供をさせていただきましたけれども、この資料を作っていただきましてありがとうございます。私は、この資料を中心にちょっとお話をさせていただきたいと思うのですけれども、資料を見てわかったことは、まず農業集落排水事業、これについて先ほど言いましたように、市町村に直接補助になっていると。

まず、1つ聞きたいのは、市町村へ直接補助ということですが、これはトータルして減額になっていないそのままの数値が市町村に行っているのかどうか。それを1つ確認したいと思います。そして、読みとれるのは一般プラス県債、これがトータルで17億8,000万ほどの減額でありますけれども、下の方の増額補正を見ると約20億ということで、県としては非常に努力をしながらこの事業を推進しているという、各皆さん方の努力がうかがわれるというのが大きいと思います。

それで、説明の中にもあったのですが、やはり依存している国庫の予算、これの減額によって、我々の見目のトータルが15億ほど減額になっている。これが大きく読み取れるところだなと思うわけでありまして、ここで考えるのは、やはり国庫のあり方についてもっと積極的に、我々県としても国の方に訴えるべきではないかというふうに思うわけがあります。先ほど一律3.何%ということでありまして、例えば中心部、東京から名古屋、西日本の状況からいうと、民間活力が非常に活発になってきていまして、例えば公共事業に依存しなくても、民間が非常に元気だと。その分削減しても余り民間企業の影響は少ないわけでありまして、しかしながらこの東北、岩手の場合は、まだまだその勢いが無いと。そういった意味で、中央資本の企業は非常に潤っている。ミニバブルではないかと言われているのですが、地方の中小企業が非常に苦しんでいる、こういう実情があるわけです。その格差をどうやって埋めながら、この地域のインフラ整備をしていくかというのが問題であって、そのためには、やはり、大幅に削減した国庫をきちんと支出してもらう、そういう工夫が、私は必要なのではないかなと思うわけでありまして。

そこで、ぜひお聞かせいただきたいのは国庫を獲得する努力をどのようにされているのか、少し教えていただきたいと思っておりますし、あとは他県の国庫の、特に東北地域の各県の国庫の削減率の割合ですね、本県等を含めてどのような状況になっているのかをお示しいただきたいと思っております。

また、今回一般の財源と県債の方で、当初よりも多く予算計上しているわけでありまして、この基準、それは緊急性が高いものについて、当初県単でもやるという意味だと思っておりますけれども、その基準は大体どのような基準になっているのか、概要を教えてくださいたいと思っております。

○大久保下水環境課総括課長 1点目の農業集落排水事業のこの額がそのまま市町村へいったかどうかについてでございますけれども、丸々いっております、7億7,800万。それから、その内容としましては、水沢地区ほか4市町村の7地区、合わせて7億7,800万、丸々

いってございます。

○橋本県土整備部長 国庫の獲得努力についてでございますけれども、補助事業については、さまざま議論があるところでございますけれども、現在そういう制度があるうちは、県としては少ない県費負担で大きな事業ができるということですから、もちろん積極的に要望しているわけですし、ヒアリングの中でもその必要性を訴えていきたいという考えであります。また、そういう要望活動についても、時期をとらえまして国の方に行っているところでございます。

そこで、国庫の削減の他県の状況はどうかということでございますけれども、実は、私、手持ちで持っておりませんので、詳細な数字は申し上げられませんが、部長会議、東北6県の部長さんたちと意見交換する中では、私どもの県よりもさらに厳しいという県も多いという認識でございますし、さらに、私たち岩手県は先んじて公共事業を減らしているところでございます。

いずれにいたしましても、どこの県もやはり補助であっても、いわゆる裏財源の確保が非常に厳しいということもあって、内情を言いますと非常にづらい中で重点化を図るということをやっているというのが1点。

先ほどの県道の振りかえ等の話もありましたけれども、それらの基準につきましては、私どもの県の重点化方針、またうちの部の重点化方針にしているものについて優先的にやっけていまして、特に道路等で例を申し上げますと、釜石秋田横断道路にかかわる国道の整備であるとか、あるいは地域高規格道路の県で整備しています築川道路、あるいは今般も提案しております北山道路とか、あるいは岩泉に行きます早坂トンネルの建設工事、そういうところには、やはり最優先でということで、補助が削られた場合でも県の事業、補てんできるものについては、完成時期をなるべく遅らせないように努めているところであります。東北6県等の状況につきましては、ただいま手持ちありませんので、後ほど整理しまして委員の皆様にお配り申し上げたいということで御了承いただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○及川幸子委員長 そのほかに質問はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり。)

○及川幸子委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり。)

○及川幸子委員長 討論なしと認め討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり。)

○及川幸子委員長 御異議なしと認めます。

よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 24 号屋外広告物条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○大矢まちづくり担当課長 それでは、議案（その 2）の 11 ページをお開き願います。議案第 24 号屋外広告物条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。以下の説明につきましては、便宜お手元に配付いたしております説明資料により御説明させていただきますので、資料の方の 2 ページを御覧願います。

それでは、まず第 1 の改正の趣旨についてであります。今回の条例改正は昨年 6 月に屋外広告物法が一部改正されたことに伴いまして、屋外広告業を登録制にするとともに、景観法の制定に伴い禁止地域等の見直し、その他の所要の整備をしようとするものでございます。

次に、2 の条例案の内容についてであります。まず改正の原因となりました屋外広告物法の主な改正内容について御説明いたします。屋外広告物法は、その目的であるところの良好な景観を形成し、もしくは風致を維持し、または公衆に対する危害を防止するためには広告物の規制や違反広告物対策に加え、良好な景観の形成に寄与する広告物が表示されるような新たな制度が必要と考えられ、昨年 6 月に改正されたところでございます。

このことによりまして、従来の届け出制のもとでは、条例に違反した場合に業者に対して罰金を科す規定はございましたけれども、屋外広告業はそのまま続けることができたところを登録制の導入によりまして、違反を繰り返すなどの不良業者を排除することができるようになったものでございます。

そこで、本県においても屋外広告物条例は屋外広告物法を根拠としておりますことから、屋外広告業を登録制にしようとするものでありまして、これまでの届け出制とは異なり、登録の有効期間、登録拒否、登録の取り消しや営業停止命令といった行政処分、登録手数料等の新たな規定を盛り込んだものでございます。なお、今回の改正につきまして、昨年末から今年 5 月にかけてパブリックコメントや関係団体の意見を聞くなどの手続を行っております。

それでは、主な条文の内容を御説明いたします。説明資料 4 ページ以下の新旧対照表を御覧ください。

今回の改正の主眼であるところの登録制度について御説明申し上げます。6 ページをお開き願います。第 17 条の屋外広告業の登録でございますが、登録の義務、登録の有効期間は 5 年間であること、更新の登録の義務等について規定するものでございます。

次に、7 ページ中、第 18 条の規定は、登録申請の手續及び申請事項について定めるものでございます。

次に、8 ページをお開き願います。第 20 条の規定は、県が登録申請を拒否する場合について定めるものでございます。登録取り消し処分を受けた場合や罰金以上の刑に処せられた場合に、2 年間は登録できないことなどを規定してございます。

次に、9 ページ中、第 21 条では、変更の届け出について規定し、第 23 条では屋外広告業

を廃止する場合に届け出が必要であること等を規定してございます。

次に、10 ページをお開き願います。第 25 条では、登録業者は標識を掲げる義務があることを規定し、第 26 条では登録業者の帳簿の備え付け義務を規定するものでございます。

次に、同ページの第 28 条では、業務主任者を営業所ごとに置かなければならないこと。及び業務主任者の資格、並びに業務内容を規定するものでございます。

次に、11 ページの第 30 条では、業者が不正の手段により登録を受けたときや条例の規定に違反したときなどに登録の取り消し、または業務停止命令ができる旨を規定してございます。

次に、12 ページをお開き願います。第 33 条では、登録手数料について、更新登録の場合も含めて 1 万円とすることを規定してございます。

次に、13 ページの第 36 条から 39 条までについては、登録制の導入にかかる罰則の見直しでございます。特に第 36 条の登録を受けないで屋外広告業を営んだ場合などの罰則の規定につきましては、新設でございます。

次に、14 ページをお開き願います。第 41 条では、廃業の届け出や標識の掲示義務違反等については、過料を科す規定を設けており、これも新設の規定でございます。

最後に、3 ページにお戻り願いたいと思います。下から 5 行目でございますけれども、第 3 の施行期日等についてであります。来年 1 月 1 日を施行日とし、あわせて現行制度で届け出を行っている業者に配慮するため、6 カ月の猶予期間など所要の経過措置を定めるものでございます。以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○及川幸子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○高橋雪文委員 ちょっと細かいところを聞かせていただきたいと思います。まず最初に、1 万 1,000 個以上の違反が見つかったと。これは、皆さん方努力されて調査をされたところでもありますけれども、この条例に適用されるのはそれら違反物も含めて対象にされるのか。それともこれから設置されるものに対してされるものなのか、これひとつ確認したいと思っております。

また、政党、政治、我々の看板ありますけれども、これは対象外ということでもありますけれども、例えばこれも屋外広告の一部になると思うのですが、政党のポスターとかプロレスラーが掲示されているポスターとか、ああいうものは対象にはならないのかなとは思いますが、その辺明確になっていないので、どうなのかなというのを。

あと 1 万円の登録料ということで、業者さんから徴収するということでもありますけれども、この 1 万円については、5 年周期で再登録をするということなのか、その辺がちょっとわからないので教えてください。

そして、もう一点であります。いわゆる徹底ですね、この徹底、1 万 1,000 カ所、それ以上に上ということで山の中とか、いろいろな所に不法なものがあるのだと思うのです。この場合に、どうやって業者に徹底をして、そして我々が理想とするような広告の状況に持っていこうとするのか。その辺の工夫を、この運用の工夫についてどのように考えてい

るのかお聞かせいただきたいと思います。

○大矢まちづくり担当課長 調査の結果で1万1,000件余の違反広告物がございませけれども、これは新たに改正後につきましても対象になるものでございます。

次に、公職選挙法に基づくポスター関係でございませけれども、公職選挙法に認められた選挙ポスターについては対象になりませけれども、それ以外の政党ポスターとか、そういったものについては屋外広告物の対象になるものでございます。

それから、1万円の登録手数料でございませけれども、登録当初の登録料、そして5年後に更新登録でございませけれども、更新につきましても、その際1万円の手数料がかかるものでございます。

それから、今ある1万1,000件の違反広告物への対応でございませけれども、現在振興局と連携しまして、振興局から文書等によりまして、違反広告物を立てている方々に文書での是正のお願いを出しているところでございます。結果的に、数字的に押さえているところもございませけれども、現在そういう作業を進めております。

あとは今後についてですけれども、こういうふうに登録制になりますと、やはり5年ごとの更新になりますので、その業界の実態といいますか、こういうものも今までは届け出でもって1度届け出ますとずっと永久にといいますか、長い期間そのままだったので、5年ごとですとその実情というものもわかりますし、罰則等も改められましたので、そういったことで指導を進めてまいりたいというふうに考えております。

○高橋雪文委員 違反広告1万1,000件、これ誰がどのようにして管理するのか、そして誰が多分警察にお願いして違反物かどうかというのをチェックしていくのか、そういうところもちょっとわからないですし、あとこれ5年ごとに同じような作業を業者に課していくということになると、非常にそれは業者としては本当に大変なことではないかなという思いがあるのですが。

あと、プロレスのことで非常に申しわけないのですが、政治のルール以外のものが対象になると。当然営業目的の例えばコンサートのポスターとか、プロレス等、そういうものも対象になるということですが、そういう人たちは、個人とかグループとかで、いわゆる掲示をしているのであって、登録をしなさいと、登録している人たちではない方々が掲示する可能性が出てくると。こういうのにはどういうふうな対応をするのかなと思います。

○大矢まちづくり担当課長 どのように広告物を管理していくのかということにつきまして条例の16条の10、手元にはないかもしれませんが、管理するものの設置ということでございまして、ある程度規模の大きい広告物につきましては、許可申請する際に管理者を届けるといいますか、申請することになっておりますので、その広告物ごとに管理者がいるということになります。

あと5年ごとにお金がかかるのかということにつきましては、これは全国的にほぼ同じといいますか、屋外広告物法に従って定めているものでございまして、一律といいますか、

すべてをくまなく 47 都道府県を調べたわけではございませんけれども、おおむねそのようになってございます。

○及川幸子委員長 最後の、コンサートとか、プロレスとかの。

○大矢まちづくり担当課長 グループで屋外広告を出される場合についても、どういう形かで申請、許可手続きをお願いしないと、屋外広告物法には適用しないものでございます。しないというか触れるということでございます。

○及川幸子委員長 わからないよ、それでは。

○高橋雪文委員 答弁を聞いていると、あいまいな条例になっているような感じですが、例えば業者も大きな看板はよくわかる、大きな看板であれば違法だというのはわかるけれども、小さな看板とか、そういうところまで細かくチェックはできない。外れることもある。管理も誰が条例を適用していくために訴えるか、管理していくかということもちょっとあいまいなところがあるので、この辺もぜひ議論の中からこれから煮詰めていただければと思いますがいかがでしょうか。

○及川幸子委員長 今の質問に対して。

○平井都市計画課総括課長 今非常に難しいお話をされたのですけれども、今回の法の趣旨というのは、ある程度行政で規制の部分でやるという部分があると思います。ただ、今回の景観法も含めた場合はですね、今うちの方でもやっておりますけれども、例えばそういう掲示板の除却についても NPO とか民間の方の力を借りるというのも、実は始めております。民間の、各振興局で NPO と一緒に除却作業などもやっていますし、あとはもう一つとしては、規制については、やはりこれから、例えばこれは設置する業者と、それからあと設置を頼む企業の方もいらっしゃいますので、そういう方に啓発を図りながら、やはり美しいというのは、まちづくりにもつながるものだと思いますので、それは継続的に続けていかなければならない。

確かに委員がおっしゃったように、件数からいえば膨大な作業が出てまいりまして、実際のところ、本当に手数的には非常に辛いものがございますけれども、これは先ほど言いましたように、民間の力も借りながら、やはりきれいなまちづくりをしていかなければならないと思っております。

○伊沢昌弘委員 ちょっと簡単なのですが、これは昔から振興局含めて土木担当の皆さんが苦勞されてきたと。確か大きさの規制とかあるかと思うのですが、大きさの規定ですね、何平方メートル、何メートル、何メートルというの、それらは変わらないのかどうか。

それと、今高橋委員から出ました、業者というくくりでなっているのですが、1枚でも2枚でも貼りますよと言ったときのところがある団体が登録をして5年間やると。これ場所も含めて、これは全部登録事項になるのでしょうか。それをやらないと意味がない。例えば〇〇町何丁目何番地の〇〇のところに、例えば広告看板を立てますよというふうな形であると思うのですが、そういうところまでの、規則にゆだねると思うのですけれども、今でも登録はそうになっていると思うのですけれども、それらを徹底をしていくというのは

すごい大変だし、届け出をしたけれども、その場所が特定されないところに立てた場合の処置というのは罰則規定までいくのかどうか、そういった部分もあると思うのですけれども、その辺の詳しいところを教えてほしい。済みません、原点に戻った話で恐縮なのですが、お願いします。

○大矢まちづくり担当課長 今屋外広告物業者と申しますか、業、それを仕事とする方は屋外広告業として登録をしていただかなければなりません。それは、個人であってもそれを業とする場合には登録していただく、その場合に1万円の手数料がかかるということでございます。

あと、一つ一つの看板については、一つ一つ許可をとっていただかなければなりません。その際には看板の大きさ、広告物の大きさによりまして、それぞれの手数料と申しますか、一つ一つの手数料がかかるものでございます。例えば貼り紙については50枚ごとに300円とか、立て看板につきましては1枚につき500円といったような、広告物一個一個についてそういう許可を得て、場所によりますけれども、そういう手続が必要になるものでございます。業と看板との違いと申しますか。

○及川幸子委員長 そうしますと、大きさとかによって異なるというふうなお答えでよろしいですね。

○大矢まちづくり担当課長 大きさにつきましては、今までどおりでございまして、例えば適用除外、普通に個人の敷地に自己のものを立てるような場合については10平方メートルまでは適用除外になりますけれども、それ以上のものになりますと、一個一個と申しますか、その広告物の種類ごとに手続をして許可を得ていただくと。許可地域とか禁止地域でございまして。全県、全部、山の中までということではございませんけれども、県道のわきとか、通りから500メートルとか、そういう範囲については、あと都市計画区域内とか、そういったところについては許可を得ていただかなければなりません。

○及川幸子委員長 伊沢委員、よろしいですか。

○伊沢昌弘委員 後で聞きます。

○及川幸子委員長 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり。)

○及川幸子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり。)

○及川幸子委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第25号建築基準法施行条例の一部を改正する条例を議題といたします。当局からの提案理由の説明を求めます。

○鈴木建築指導担当課長 それでは、建築基準法施行条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。議案（その2）の19ページをお開き願います。

議案第25号建築基準法施行条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。以下はお手元の説明資料により御説明いたします。先ほどの屋外広告物の後のこの説明資料の15ページでございます。

初めに、今回の条例改正の趣旨でございますけれども、これは平成16年6月1日に改正建築基準法が施行されたことに伴って、既存不適格建築物の増改築にかかる全体計画の認定手続というものが新たに制度化されたというものを受けて、許認可の手数料を規定している条例の改正が必要となったものでございます。

次に、条例案の内容でございますが、改正内容が3点ございます。まず、1点目でございますけれども、法律の改正により創設された全体計画認定の手数料の規定でございます。これにつきまして既存不適格建築物の全体計画認定制度というものでございますが、今後は我が国の社会情勢から、既存の建築物を有効に活用していくというような考えの中から危険な建築物を解消していく制度の一つとして創設されたものでございます。

具体的なイメージでございますけれども、説明資料の21ページにポンチ絵がございます。例えば図面の上図のように、ある建物につきまして耐震基準及び防火基準というものが不適格であったビルがあった場合でございますが、これを増改築する際には、下の左側のように、従前は即座に全基準に適合させなければならなかったということになっております。そういたしますと、費用負担の集中等の結果によって、改修が先送りされるというようなことがままあったわけでございますが、今回の法律改正によりまして下図の右側のとおりでございますが、第1期は耐震改修、第2期は防火避難改修というように、全体計画を特定行政庁が認定すれば、段階的に基準に適合させていくことが可能となりました。今回の条例改正は、この全体計画を認定する際の手数料を規定するものでございます。この手数料につきましては、法律の施行に合わせてなされた政省令、あるいは国のガイドラインを踏まえて認定手数料を建築確認申請手数料と同額として扱い、認定後の確認申請手数料については、通常の確認手数料の2分の1というふうな減額措置をするということにしております。これが1点目のものでございます。

次に、恐縮ですが、資料の16ページにお戻りいただきたいと思っております。2点目につきましてですが、これは建築基準法の改正によりまして、違反建築物に関する罰則の強化が図られたというものでございまして、地方公共団体の条例に違反した者に対する罰金の限度額が従来20万円から50万円に引き上げられました。このため従来より法律で定められた限度額の上限を適用していた岩手県の建築基準法施行条例におきましても、条例の罰金の限度額も同様に引き上げるということにしたものでございます。

それから3点目につきましてですが、これは法律の改正により生じた文言の整理でございます。複数の土地を一つの敷地とみなす制度につきましては、市街地において防災空間を効率的に確保して安全性を高めていこうという趣旨で創設されたものでございます。

具体的なイメージでございしますが、22 ページの方にイメージ図がございします。この図を見ていただきますと、従前は左の図のように一定要件を満たす複数の建築物について、一つの建築物とみなせる場合には、各種の制限緩和が可能であったというようなことございしますが、右の図のように、それに加えて隣接して防災空間があった場合にも一団の土地というふうにみなすことができることになりまして、これを従来の制度に加えてトータルとして一つの敷地とみなすというふうな文言にかえて、各種制限の緩和が可能となったものでございします。

こういった法律改正を受けまして、今回の条例改正におきまして、このような概念を含めた形で同法を引用している条例の部分の用語を改めるものでございします。

資料 16 ページに再び戻っていただきますが、施行期日でございしますが、第 22 条の罰金のもの以外につきましては、公布の日から施行といたしまして、第 22 条の罰金のところにつきましては、平成 18 年 4 月 1 日から施行するものでございします。以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○及川幸子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○高橋雪文委員 済みませんが、素人みたいな質問をしますが、この罰則規定でどのような行程を経て罰則をさせるのか、そこをちょっと教えてください。

○澤口建築住宅課総括課長 基本的には裁判で確定するものでございまして、違反の事実があれば特定行政庁あるいは知事、あるいは建築監視員ですか、それが告発して、その告発に基づいて調査し、それから裁判を確定した上で罰則が適用になるという手順でございします。

○及川幸子委員長 ほかに質疑がなければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者あり。)

○及川幸子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり。)

○及川幸子委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 26 号県営住宅等条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○澤口建築住宅課総括課長 それでは、県営住宅等条例の一部を改正する条例案の議案の概要について御説明申し上げます。議案(その2)の22ページでございします。

議案第 26 号県営住宅等条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。便宜お手元に配付してございします資料の 23 ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、改正の趣旨でございしますが、本年 6 月 29 日に老人福祉法が一部改正されたこと

に伴い、用語変更等所要の整備をしようとするものでございます。

次に、条例案の内容についてでございますが、改正内容が2点ございます。まず、1点目ですが、老人福祉法が本年6月29日に改正、一部公布され、「痴呆」という用語が「認知症」に改められましたことから、同法を引用しております条例についても、同様に用語を改めるものでございます。施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

2点目についてでございますが、同じく老人福祉法が6月29日に改正され、条例が引用している条項が第5項から第6項に繰り下げられたことに伴いまして、条項の整理を行うものであります。条項の繰り下げを内容とする同法の改正は平成18年4月1日に施行されることから、この部分の施行日につきましては、法の施行に合わせまして、平成18年4月1日とするものでございます。

以上で県営住宅等条例の一部を改正する条例案の概要の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○及川幸子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり。）

○及川幸子委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり。）

○及川幸子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者あり。）

○及川幸子委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第30号一般国道455号（仮称）北山トンネル築造工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○海野技術参事兼道路建設課総括課長 議案（その2）の32ページをお開き願います。議案第30号一般国道455号（仮称）北山トンネル築造工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。説明資料の25ページをお開き願います。

平成16年3月2日に議会の議決を経た一般国道455号（仮称）北山トンネル築造工事の請負契約の締結に関し、その一部を次のとおり変更するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1、工事名は一般国道455号（仮称）北山トンネル築造工事。2、工事場所は盛岡市北山及び三ツ割地内。説明資料の施工位置図で赤い点線で示しているところでございます。請負者は前田建設工業株式会社・株式会社間組・梨子建設株式会社特定共同企業体。請負者の住

所は議案書に記載のとおりであります。

変更内容は、契約金額 51 億 2,343 万 9,300 円を契約金額 68 億 7,414 万 1,050 円にするものであります。

増額の主な内容は、補助工法として地盤の強度を増すため A G F 工法等を追加、脚部の支持面積を広くした支保工の採用、残土運搬距離の増、及び沈下変状区間の対策工等によるものほか周辺住環境保全対策、営巣が確認されている猛禽類に対する対策等を行うことによるものであります。

なお、掘削工においては、掘削機械の見直しにより減額となっているものであります。工期につきましては、945 日間に 260 日間を加算いたしまして 1,205 日間で、平成 15 年度から平成 19 年度までの 5 年間の債務負担行為であります。

以上、一般国道 455 号（仮称）北山トンネル築造工事の変更請負契約を締結しようとするものであります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○及川幸子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

（「なし。」と呼ぶ者あり。）

○及川幸子委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし。」と呼ぶ者あり。）

○及川幸子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案を可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者あり。）

○及川幸子委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 31 号財産の処分に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○旭澤用地担当課長 それでは、議案（その 2）の 34 ページをお開きください。

議案 31 号財産の処分に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。財産の処分に関し、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、財産の処分に関し、議会の議決を求めるものであります。

まず、処分の目的は、久慈港半崎地区の工業用地を八戸市に本社を置き、造船事業を行っております北日本造船株式会社の工場用地に供するため処分するものでございます。

次に、処分する財産の内容でございますが、お手元にお渡ししております説明資料の 27 ページ、一番最後のカラーのものでございます。久慈港半崎地区の平面図を御覧ください。灰色で着色した部分が現在完成している港湾施設等でございます。処分する土地の所在地は、久慈市夏井町字閉伊口地内の半崎地区で、久慈市中心から北東約 6 キロに位置し、図面

の赤斜線で表示している部分でございます。種別は土地、細目は雑種地、数量は3万4,450.09平米。処分予定価格は3億3,761万882円でございます。

次に、処分の方法でございますが、売り払いでございます。

以上、北日本造船株式会社に対し、工場用地に供する土地を売り払いしようとするものがあります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○及川幸子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり。）

○及川幸子委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり。）

○及川幸子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者あり。）

○及川幸子委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって県土整備部関係の議案の審査を終わります。

次に、この際、何かありませんか。

○新居田弘文委員 お伺いしますけれども、1つは、最近原油が相当高騰してしまっていて、いろいろなところにも影響出てきていると思うのですが、県は、土木部関係で所管するいろいろな工事発注とか、あるいは建設資材等の高騰等、それらについての影響等があるのかないのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

それから、アスベスト問題で、本会議の一般質問でも出ましたけれども、県では各部局横断的にいろいろ対策会議等をやっているという話を聞いておりますが、県土整備関係で把握している内容について公共施設とか、あるいは個人住宅、建築確認を担当しておりますので、個人住宅等に対する影響とか、あるいはそれにかわる資財の指導等、取り組みされているのか、その点についてお聞かせいただきます。

○沢口技術企画指導担当課長 原油高騰に伴う建設関連資材等、設計単価への影響という御質問でございますが、世界的な需要過多による原油価格の高騰ということで、国内の石油価格が上昇しております。今後石油関連建設資材価格の上昇が見込まれるということで、原油等資材の価格変動の対応なのですが、毎月発行される物価資料等で単価の変動状況を確認しまして、私どもが管理している管理値を超えた場合は、すぐさま単価を変えるということで対応してきております。その結果、これまで平成17年度は6月1日と、それから9月1日に軽油とガソリンの価格を変更しております。それから、原油に伴ってアスファルト合材等の価格変動も予想されますから、これについては、東北6県足並みを揃えてなのですが、特別調査を実施したいと考えております。

いずれにいたしましても、適切な単価の設定に心がけるよう努めてまいりたいと考えております。

○鈴木建築指導担当課長 アスベストの対策でございますけれども、県としては環境生活部を窓口 to 全庁的な組織であるアスベスト問題連絡会議を設置して、アスベストの利用実態や情報交換に努めているところでございます。その中で、県内の公共建築物につきましては、吹きつけアスベストの使用実態につきまして、全庁的に各所管部局において一斉に調査を実施しているところでございます。ダム施設あるいは下水道施設等、県土整備部の所管施設についてもこの調査の一環として取り組んでいるところであり、10 月末をめどに調査を実施しているところでございまして、まだ、詳細については調査中というところでございます。

なお、県営住宅が 5,148 戸ございますが、これにつきましては先行して調査を実施しております。市町村営住宅も含めて吹きつけアスベストの使用は認められなかったところでございます。

それから、個人住宅への対応でございますが、個人住宅につきましては県の県土整備部、環境生活部もそうでございますけれども、住宅相談体制というものを整備してございます。県土整備部の対応といたしましては、建築住宅課あるいは各地方振興局建築指導課、それから財団法人岩手県建築住宅センター及び県民住宅プラザにおきまして、アスベストに関する住宅相談に対応できるよう担当者が情報交換とか対応の仕方とかを統一して、それで受け付けているところでございます。

それから、個人住宅とは一口に言えませんけれども、民間建築物の 1,000 平米を超えるものにつきまして、昭和 31 年から昭和 55 年までの建築物について吹きつけアスベストが使用されているかどうかについて調査をしてございます。

その結果でございますが、露出してアスベストの吹きつけがなされている建築物の数として 107 棟ございました。そのうち 1 棟につきましては、既に対策を講じて終了しているということで、106 棟がまだ存在しているというようなことでございまして、この所有者や管理者に対しましてもアスベストの対策の封じ込めの仕方だとか、除去の仕方だとか、そういったものを周知して対策に取り組むよう指導しているところでございます。

○新居田弘文委員 いろいろ御説明ありましたし、また 10 月末日を目標にして、調査中ということですので、次回の議会を待たずに調査完了時点で皆さんに資料の提供をお願いします。

○工藤勝子委員 2 点ほどその他でお伺いしたいと思います。

まず、1 点目は排除勧告を受けました 91 社の公正取引委員会の関係で、その後、県はどの程度把握しているのかということをお聞きしたいと思います。

また、建設業協会でも今後裁判の中で、まずは次の段階でどう対応しようとしているのか、91 社ばらばらにやろうとしているのか、またまとまるのか、その辺のところを県としてどういう情報をとっているのかというようなことをお聞きしたいと思います。いろいろ

ると今後進める上において損害金とか、課徴金とか、一連のものが加わってくるだろうと思いますけれども、多数、業者としてA級の人たちが大変なことになるのではないかなという懸念を心配しているところでもありますので、その点をお聞きしたいと思います。

それから、もう一つ、この間こういうことがありまして、マネージングスタッフという建設業協会の女性の経営者の方々、経営の一端を担っている人たちでありますけれども、その人たちとの意見懇談会が行われました。各地区からの代表者約80名の方々が集まっておりまして、私と及川委員長が出席して皆さんの意見を聞くことになりました。その中で、経営の一端を担っているの方々でありますので、女性ならではの視点でのお話がなされました。

国、地方とも、非常に厳しい財政の中で、経営が大変だということはよくわかっていると。事業費を削減しなければならないということもよくわかっているとっていました。ですけれども、経営者、従業員とも、行き先が見えない部分に非常に不安に思っているという、そういう状況を理解してほしいというお話もありました。そして、県として人材育成とか、雇用の促進を進めているわけでしたけれども、現実としてリストラをしなければならない。また、自分の資産を売却しながら、従業員を解雇しながら仕事を続けようと努力をしているというお話をしておりました。ですので、やはり支援とか補助金というよりは、一番私たちが手っ取り早く欲しいのは本当は仕事があればいいというようなお話、切実なお話がありました。

また、入札制度についてもお話がありまして、上限を30社、原則20社というようなことで決めたわけですが、こういうふうに数を多くすれば談合がなくなるのかというようなことに、私たちとすれば非常に大きな疑問を持っているというお話がありました。従業員を解雇している中で、万が一大きな災害が起きたときに、地域の担い手として自分たちがそう思っている中で、地域貢献の中でどう対処していけばいいのかというようなことにも非常に心配をしています。また、生活広域圏の拡大によって、今後さらにまた入札の制度がどう変わるのか、よく変わる入札制度に、女性としてなかなかついていけない部分もあるというようなお話もありました。

新規の事業参入のお話もありまして、企業として体力が低下している中で、新しい事業に着手するという勇気が出てこない。また、本業がおろそかになるようでは、やはりうまくいのではないのかなというお話もありました。その中でも、体力的に余裕のあるところは今後農業参入なり、いろいろな福祉の部分なりに参入してくる部分はあるでしょうけれども、大方の人たちはそこに投資をしながら新規参入をするということに難しいというお話もありました。

それから、県の方からもよく地域貢献というお話をされるというお話がありました。自分たちは地域の雇用を進めてこそ地域貢献だと思っていると。ですけれども、地域のためにボランティアとして活動して新聞なんかに出て、またそれが点数に加算されてくる部分もあるとかというようなことで、もう少しシンプルに私たちのやっていることを認めていただきたいというようなお話がありました。

それから、工事発注なのですからけれども、結局今のこういう補正で工事が入れば、早期に雪が降らない、寒くならないうちに工事に入るわけですからけれども、例えば12月とか2月とかの補正で工事が入ってきたときに非常に寒くなってくるために効率が悪いというようなお話もありました。できれば見通しがつくのであるならば早く工事を発注して効率のいい工事をさせてほしいという、そういう願いがありました。

まだまだいっぱいのお話を出されましたけれども、長時間述べているわけにもいきませんので、要点だけをまとめてお話しし、部長さんから御所見をお伺いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

○橋本県土整備部長 御指名ですので。私が答えられることで、後は担当の課長の方から。まず、排除勧告につきましては、特段新しい情報としては、大変申しわけありませんけれども、キャッチはしていません。ただ、クリアであってほしいとは思っています。

それから、マネージングスタッフの会議でいろいろとお話が出たということでございましたけれども、まさに仕事があればすぐに解決すると、一言で言えばそうだという委員のお話のとおりだと思いますけれども、4月からずっと申し上げているように非常に厳しいということで、仕事を増やすことは出来ないと考えています。ということから本会議でも申し上げましたように、他事業進出とか、あるいは私どもで考えておりますのは企業の開発したものについて、公共事業で使って販路の拡大につなげることはできないだろうか、そういうことを今試みているところでございまして、そういうことが私どものできる今の支援だと思っておりますが、そのほか建設業の皆様との協議、巡回懇談会なんかでもいろいろと御意見を伺っていますので、その中から私どもができることは積極的に対応していきたいというふうには思っております。

それから、災害発生時等の対応とか地域貢献の話がございました。まさに本業でやっていることが地域貢献であるというのも、確かにそうではあるのですけれども、やはり一般県民から見るとお金を取ってやっていることは、これは仕事だというふうに見られているのではないかとということがあって、さらにそれに応じてボランティアといいますか、そういう地域活動に力を入れている部分に対して評価をしていこうというふうになっているところだと思いますし、またあわせて私どもと協定を結ぶなりして、災害のときには協力をさせていただくことも確かでございますので、それは引き続きやっていきたいなと思いません。

それから、入札制度の話がありましたけれども。その前になかなか新しい事業等に着手する勇気がわいてこないというお話もありました。それらについても、確かにこういう厳しい状態ですから、あろうかと思いますが、センターも準備しまして相談には応じるようにしていますから、もう一步踏み出していただいて相談していただければというふうに思います。

それから、工期のお話もございました。冬期に工事が及ばないようにというお話でございましたけれども、それにつきましては、今も当初からゼロ県債、ゼロ国債などを使いながらなるべく平準化を図っていこうということで早目発注に心がけていると思えますし、上半

期 80%程度の目標を立てていますので、それをさらに進めろということだと思いますので、それについてはまた引き続き努力していきたいと思ひますし、また冬期間工事に入りますとユーザーの皆様にも御迷惑をかけるということで、特に路面についてはなるべく冬は工事しないということで心がけているところでもございます。

入札制度がよくわからないというお話がありましたけれども、入札制度は参事の方から説明いたします。

○小野参事兼建設技術振興課総括課長 私の方から事務的な形で、総務部と連携している中でいろいろとっている情報を説明したいと思います。

まず、最初の公正取引委員会の排除勧告の関係につきましては、御存じだとは思ひののですが、今年6月21日に91社に排除勧告が出された。ただ、これについて本年の8月5日、これ期限の日だったのですが、91社すべてが応諾しなかったというふうな形になった。これについて、情報として仕入れているところについては、これ公正取引委員会から直接来ているものではないのですが、10月26日に第1回の審判がなされるというふうな話を聞いております。それと公正取引委員会の審判については、91社すべてが全員で団体として対応するという話ではなくて1社、1社に対して対応するというふうなやり方とっているというふうには聞いております。

それと、次に指名業者を増やすことが談合の防止の効果につながるかどうかという話についてなのですが、入札制度の関係につきましては総務部が担当しているところなのですが、今回の改正につきましては、詳しく言いますと通常型の指名競争入札、これは従来の10社から20社にすると。それと受注希望型指名競争入札、これは5,000万から1億なのですが、これについて従来20社を上限としていたものを30社を上限とすることというふうな形でやるというふうな中身なのですが、ほかにも電子入札とかいろんな改正案があったのですが、これについては公正取引委員会の排除勧告に伴う当面の措置という考え方で、入札を行うに当たって、発注者である県として公正性とか透明性を確保しようという観点から、こういう改正に踏み切ったというふうな形のものだと考えています。

こういった改革をより効果的なものとするために、排除勧告の対象となった違反事実について発注者としても把握し、分析することが必要だけれども、今の段階ではそういうことが経過を見なければいけないということで、ただ事案の重大性にかんがみ、現段階において発注者として取り組むことができるものについて、できる限りの対策を講ずるということで、当面の措置の一つとしてこういうことをやったというふうなことで、一定の効果があるものとは考えているけれども、まだ9月1日からの施行なものですから、入札件数が少ないということもあって、今後の推移を見守る必要があるというふうな形のものでございます。

それと入札制度の変更というのは、9月1日の改正とは別に平成13年4月から、いわゆる入札契約適正化法というものが公布されて、この適正化指針に基づいて入札契約適正化の基本原則といいますか、3つほどありますけれども、透明性の確保とか、公正な競争の促進とか、不正行為の排除の徹底というようなことの観点から、できる改革に取り組んで

きているというものです。

それと先ほどもちょっと話があって、建設業という本業がおろそかになるかというふうな話もちょっとあったようなのですが、実は建設業の地域巡回懇談会といいまして、県内13建設業の支部があるのですけれども、その懇談会、今年全地域を9月16日で全部回りました。そのときに、委員がおっしゃった女性マネージングスタッフ協議会の会長さんの方々ともいろいろと意見交換をしまして、いろんな今の厳しい状況というものも十分聞いたつもりでありますし、また今後日にちを改めて、また意見交換をしたいというふうに考えております。その中で、今言ったこともまた出てくると思いますので、そういう対応をしていきたいというふうに思いますので、御了解願いたいと思います。

○及川幸子委員長 ただいま小野課長のお話にもありまして、後日女性マネージングの80名の熱い思いが当局に対しての行動になりますけれども、その際には、私委員長と副委員長が同席することになっているので、大変御期待していただきたいと思います。

○伊沢昌弘委員 時間のなかで、1点だけお伺いします。出資法人の改革特別委員会に私も所属しているのですが、実は22日に欠席をした関係で、住宅供給公社の関係で県の方から御説明があったというふうに聞いているわけなのですが、二、三点お伺いしたいと思います。

昨年度の改革案、県とか市町村を入れた協議会の中でつくって、去年の9月21日に整備計画案が出ていますのですけれども、大変県当局も、それから公社の方でも御苦労されているようなのですけれども、なかなかすべての計画が進んではいないと、こういうふうに思っています。

そこで、今年6月29日ですか、法律が改正になって、いわば自主的な解散が可能になったと。こういう中で、これから具体的に解散後の清算事務の承継というふうになると思うのですが、この間の資料にはこれから検討すると、こういうことだけだったものですから、その辺の扱いについて、県の担当部としてどう思っているのかということですか。

それから、職員の処遇についてかなり手厚くこの計画にはあるのですけれども、窓口を設置したり、再就職の支援等々がある。最終的にはこの解散、やめる段階で職員の処遇を含めて、きちんとした対応が、支援が必要だというのが法律にも趣旨にあるような気がするのですけれども、県として公社がやることだということで、一義的には公社だと思うのが、県がきちんとかかわっていかなければならないというふうな思いがあるわけなのですけれども、これまでもかかわってきて、いろいろな手立てをやってきたと思うのですが、これまでの経過と、言ってみれば今後のかかわり方、期限が決まっているものもあるものですから、その辺のところについてお示しをいただきたいというふうにお願ひして、御質問させていただきます。

○澤口建築住宅課総括課長 住宅供給公社の廃止に向けての事務でございしますが、これは委員お話のように、地方住宅供給公社法の法律の改正が本年の6月29日に可決されておりました、それによりますと公社は設立団体の議会の議決を経て国土交通大臣の認可を受け

たときに解散できるということが決まっております。このことから、県といたしましては公社とか出資団体、それから関係機関との協議、調整を行いながら、その論点の整備を図っていくということで進めていくこととしております。

解散に当たっての要件等の詳細については、国でもまだ許可要件を決めておりませんが、まだこれから今後詰めて、細かい点は詰めていくこととなりますが、大きなものとしては、公社の解散が地域住宅政策を進める上で支障がないと認められること、それから債権者等関係権利者との調整、それから土地や建物等の公社資産の整理を進めます。借入金等の債務の処理をします。それから公社が持っている賃貸住宅等の居住者の居住の安定を図ること等の適切な対応が必要であるということとされております。また、公社の解散によって伴って生じる公社職員の雇用の問題に十分配慮する必要があるという形でございます。

それから、次に職員の処遇についてでございますが、基本的には、委員お話しのように、一義的には、公社が取り組むべき問題ではございますが、これは非常に重要な問題でございます。県としても再就職に有用な情報があれば、随時提供に心がけてございます。基本的には、公社が対応することになっておりまして、公社が今実際にやっております対策といたしましては職員の相談窓口の設置、これは平成16年6月に開設しております。それから早期退職優遇制度の制定。これは、平成16年10月に実施しております。

それから再就職のための資格取得の支援制度の導入、研修でございます。その研修の支援。もう一つは、再就職の支援に伴いまして民間の再就職の支援会社の活用を図るために、その契約を行うというような形でございます。現在のところ資格取得研修の受講者が2名、それから再就職支援会社を活用して準備をしている職員が6名というふうになってございます。

今まで県がどのように取り組んでいるかということでございますが、県といたしましては関係団体への公社の職員の採用を働きかけるなど話をしてございますけれども、なかなかこういう状況下で進んでいないという状況もございますので、今後は住宅公社と情報を綿密に連絡しながら、県でもそういうふうな情報等の提供をしながら支援してまいりたいというふうに考えてございます。

○伊沢昌弘委員 これ職員の部分で、ちょっとしつこいようですけども、再就職を含めてあつせんしましょう、研修しましょうと、大変いいですね。片一方では、財産処分も含めて、職員の皆さんが、いわば完売も含めて努力をします。では、今の時点で全部再就職でポンとなくなりましたと、これは大変なことだと思うのです。そうなった場合は、新たに人を雇っていくのか。あとはその雇った人はどうするのか、こういう二面性があると思うのです。よって、言ってみればみんなに頑張ってもらって、財産処分をして一定程度の今ある簿価で計算している部分が下がらないうちに引き取り手を見つけて、住宅ですから、安価な住宅を県民の皆さんにやるというふうな形でいくのが筋だと思うのです。

聞くとところによると解散が決まって1年ちょっとあるわけですけども、職員の皆さんも、土日返上を含めて大変な状況で働いていると。よって、基本的には気持ちよく働けて、

最後のところまで行って、最終的にどうするのだという、いわばそういった部分も配慮する。計画の中には、職員の皆さんのそういった最後の場面も必要だけれども、今の段階でどうするのだというところがやっぱり必要だと思うのですね。そういった意味では、県の指導がなければ、公社の方に技術者側で行っている皆さん、特に担当している皆さんは大変なのではないかと私推測するわけなのですけれども、そういった意味で、県としてきちんとした対応をぜひお願い申し上げたいなと思っています。

県土整備部が所管なのですけれども、他の公社もあるわけですが、これは県というくくりの中で、林業公社も今いろいろ大変なことなのですけれども、これは全庁挙げた形でいろんな対応が必要だと、こう思うのですけれども、その辺について部長さんの御見解をお示しいただければなというふうに思います。よろしくをお願いします。

○橋本県土整備部長 住宅供給公社の職員の方の処遇については大変な課題だと思っておりますし、今課長が答弁したとおりでありますけれども、年齢構成も3年後には自然に退職される方も当然いらっしゃるわけでごさいますして、そういう方には当然これまでベテランとしての能力もあるわけですから、さらにこの先頑張っていただきたいと思っておりますし、また、若い方には新しい力となって生み出す努力もしていただかなければならないということで、私もできることはしていきたいと思っておりますし、また公社全体に対して、現在やっている仕事の元気といたしますか、やる気といたしますか、そういうモチベーションを下げないためにも情報をどんどん提供して行って、彼らが仕事しやすい状況をつくる必要もあると思っておりますし、また一方では、公社といえども民間と競争してやらなければならない時代でありますから、自己研鑽もぜひ協力してもらいたいと思っておりますし、そういうことに対する啓発も含めて努力してまいりたいと思っておりますし、関係部局とも連携を図りながらやっていきたいと思っておりますので、御指導よろしくをお願いします。

○阿部敏雄委員 海野道路建設課総括課長にお伺いしますけれども、私、前の土木、県土整備の場でも話したし、一般質問のたびに質問をしているのですけれども、大槌の土坂の件なのですけれども、ちまたでは非常に非常に厳しいのではないかと、トンネルはと。ただ、今年度で道路拡幅が終わって、また来年18年度から2年という構想で言われているのですけれども、どうなのでしょう。その見通しは、やはり1年、10年でお願ひしたのではなく、五十何年間の陳情が実って、今から7年前に決定されて拡幅工事が始まってございます。そして、その地域住民も土地を移動して、移転したわけです。そうしたときに、やはりそういう方々は、私前にこの場で言いましたけれども、ただ単に移転したのではないのだと。孫子の代におまえたちの親がここを移動しないために、反対したためにトンネルが実現しなかったと言われるのが、口惜しいということで移転しているわけなのです。移転して喜んでいました。

そのうち、新たに聞かれるのは、本当にこのトンネルは造るのかと言われます。ですので、海野さん、どうなのですか、見通しが、来年度の予算、トンネルまでまだ時間がかかるのですけれども、その直前までの道路拡幅整備の見通しはどうなのでしょう。私は、早坂が終

わかりますと、次は土坂だというようなことで、知事さんもよく来ますと我々より先に後援会の方々にそういうことが耳に入っているのです。ですから、私も地元の県議として、本当にこれは1年、2年の問題ではない。本当に先代の方々、また先輩の県議の先生方、町長さん等、本当に五十数年間、陳情を繰り返しました、その見通しを聞かせてほしいなと思っています。そうでないと、私も地元として、何か一部でだめだ、だめだ、だめだと言われて、私は厳しく感じております。非常に厳しいということは話していますけれども、海野さん、どうなのでしょう、来年からのこの2年間の道路拡幅は見通しはどのようなのですか。それが、もしだめであればですね・・・

(「だめだではだめだよ。」と呼ぶ者あり。)

○阿部敏雄委員 だから、その辺の見通しをお聞かせ願いたいと思います。

○海野技術参事兼道路建設課総括課長 土坂峠、トンネル関係の部分でございますけれども、委員御承知のとおり予算はかなり厳しい状況は、ずっと変わらないだろうという見通しの中で、今後の整備をどうするかという話になりますと、やはり予算的にはかなり厳しいだろうなというふうには思っています。ただ、現在トンネル計画と現道に分かれるまでの区間について、現道拡幅を進めておりまして、これにつきましては、現在やっている分について、今年度、17年度で完了予定でしたけれども、ちょっと擁壁等にかかなり費用がかかりまして、18年度、来年までちょっと延びそうです。それが終わりますと、また500メートルほどの区間が残っております。いずれ、これにつきましても、現道についてはバス路線にもなっておりますので、整備は必要だろうというふうを考えておりますので、それをまずは順次整備を進めていきたいというふうに思っています。トンネルにつきましては、いずれ予算の動向等も踏まえながら考えていきたいというふうに思っております。

○阿部敏雄委員 ぜひ、その希望だけ持たせて、一挙に60年間の希望が切られるようなことは絶対してほしくないと思いますので、ぜひ拡幅はどんな予算をどこから持ってきてもいいですから、ぜひトンネル直前までの道路はちゃんと立派にさせていただきたいと。そうでなければ、移転した人たちを県はだましたことになりますよ。もしこれが本当に直前になってだめとなれば、移転した人たちにとっては県にだまされたというようなことになりますので、私は素人だけでも、その道路の方々はそういう法的なことは百も知っていると思いますので、ぜひ道路拡幅の整備だけはきちんとしてほしいと思います。よろしく願いをいたします。

○及川幸子委員長 では、強い要望でございますので、だますことがないように。

では、ほかにはございませんね。

(「なし。」と呼ぶ者あり。)

○及川幸子委員長 なければ、これをもって県土整備部関係の審査を終わります。

県土整備部の皆さん、御熱心な答弁ありがとうございます。退席されて結構でございます。

委員の皆さんに、お昼でございますが、あと1件でございますので、引き続き審査を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし。」と呼ぶ者あり。）

○及川幸子委員長 次に、企業局関係の議案の審査を行います。

議案第 11 号平成 17 年度岩手県工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○和嶋経営総務室長 企業局関係の議案について御説明を申し上げます。議案（その 1）の 30 ページをお開き願います。

議案第 11 号平成 17 年度岩手県工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）について御説明を申し上げます。第 2 条及び第 3 条は企業債の追加補正でございます。その内容でございますが、地方公営企業の経営健全化対策として高利率の公営企業債について借りかえの制度がございますが、平成 17 年度に借りかえの条件が緩和されたところがございます。従来、借りかえの対象となっておりましたのは、利率年 7%以上の起債でございましたけれども、17 年度から 6%以上に変更になったものでございます。

企業局では、対象となる工業用水道事業の企業債について、国に対して要望しておりましたが、1 億 9,000 万円の配分を受けましたので、今回借りかえのための企業債の追加をするものでございます。

なお、借りかえに伴う効果としましては、全体の支払利息が約 5,500 万円余。平成 17 年度の支払利息が 300 万円余軽減されると見込まれるものでございます。

また、この補正予算にかかる実施計画及び資金変更計画につきましては、予算に関する説明書の 128 ページと 129 ページに掲載してございますが、説明は省略させていただきます。

以上で企業局の補正予算の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○及川幸子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

○新居田弘文委員 お伺いします。今対象の金利が 7%から 6%以上の借り入れ対象に緩和されるということですが、今回借ります 1 億 9,000 万ほどの程度の金利に下がるのか、その件について伺います。

○和嶋経営総務室長 借り入れ時点での利率ということになりますけれども、7 月時点では 1.85%でございます。

○及川幸子委員長 ほかに質疑はありますか。

（「なし。」と呼ぶ者あり。）

○及川幸子委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし。」と呼ぶ者あり。）

○及川幸子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者あり。）

○及川幸子委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって企業局関係の議案の審査を終わります。

ほかに、この際、何か御質問ありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり。）

○及川幸子委員長 なければ、これをもって企業局関係の審査を終了いたします。

企業局の皆さんは退席されて結構です。ありがとうございます。御苦労さまでした。

委員の皆さん、1点、2点の御相談がありますので、ちょっとお残りいただきたいと思えます。

それでは、次に、次回の委員会運営についてお諮りいたします。次回、10月に予定しております閉会中の委員会についてであります。本委員会所管事務の調査として、都市計画道路盛岡駅本宮線（仮称）中央大橋等について調査を行いたいと思えますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者あり。）

○及川幸子委員長 それでは、さよう決定いたします。

なお、詳細については当職に御一任願います。

なお、継続調査と決定した本件については、別途議長に対し閉会中の継続調査の申し出を行うこととしますので、御了承願います。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。さきの委員会において決定いただきました今年度の調査計画のうち、県内調査につきましては、諸般の事情により延期したところがございますが、お手元に配付いたしております調査計画（案）の日程により実施することとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者あり。）

○及川幸子委員長 それでは、さよう決定いたします。

なお、詳細については当職に御一任願います。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。熱心な御審査をいただきました。ありがとうございます。

これをもって散会いたします。